

●香川県告示第108号

香川県流域下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県流域下水道事業の業務に係る現金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、香川県流域下水道事業の業務に係る現金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を株式会社百十四銀行とする。